

○国家公安委員会規則第二十号

警察法施行令（昭和二十九年政令第百五十一号）第十三条第一項の規定に基づき、少年警察活動規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和八年九月二十九日

国家公安委員会委員長 葉梨 康弘

少年警察活動規則の一部を改正する規則

少年警察活動規則（平成十四年国家公安委員会規則第二十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
(要保護少年についての活動) 第三十八条 要保護少年については、児童福祉法第二十五条第一項の規定による児童相談所への通告、同法第三十三条第二十一項又は第二十二項の規定による委託を受けて行う一時保護その他これらに類する保護のための措置の適切な実施のため、本人又はその保護者に対する助言、学校その他の関係機関への連絡その他の必要な措置を執るものとする。 2 「略」 (児童虐待を受けたと思われる児童についての活動) 第三十九条 児童虐待を受けたと思われる児童については、児童虐待の防止等に関する法律第六条第一項の規定による児童相談所への通告又は児童福祉法第三十三条第二十一項若しくは第二十二項の規定による委託を受けて行う一時保護の適切な実施のため、本人又はその保護者に対する助言、学校その他の関係機関への連絡その他の必要な措置を執るものとする。 〔2・3 略〕	(要保護少年についての活動) 第三十八条 要保護少年については、児童福祉法第二十五条第一項の規定による児童相談所への通告、同法第三十三条第一項又は第二項の規定による委託を受けて行う一時保護その他これらに類する保護のための措置の適切な実施のため、本人又はその保護者に対する助言、学校その他の関係機関への連絡その他の必要な措置を執るものとする。 2 「同上」 (児童虐待を受けたと思われる児童についての活動) 第三十九条 児童虐待を受けたと思われる児童については、児童虐待の防止等に関する法律第六条第一項の規定による児童相談所への通告又は児童福祉法第三十三条第一項若しくは第二項の規定による委託を受けて行う一時保護の適切な実施のため、本人又はその保護者に対する助言、学校その他の関係機関への連絡その他の必要な措置を執るものとする。 〔2・3 同上〕

備考 表中の「」の記載は注記である。

附 則

この規則は、児童福祉法等の一部を改正する法律（令和七年法律第二十九号）附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日（令和八年十月一日）から施行する。